

Title	CFA フランにおける為替安定制度の成立：操作勘定の導入過程
Author	木村, 公一
Citation	経営研究. 51(3); 41-65
Issue Date	2000-11
ISSN	0451-5986
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学経営学会
Description	

Osaka City University

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to
Osaka Metropolitan University

CFA フランにおける為替安定制度の成立 —操作勘定の導入過程—

木 村 公 一

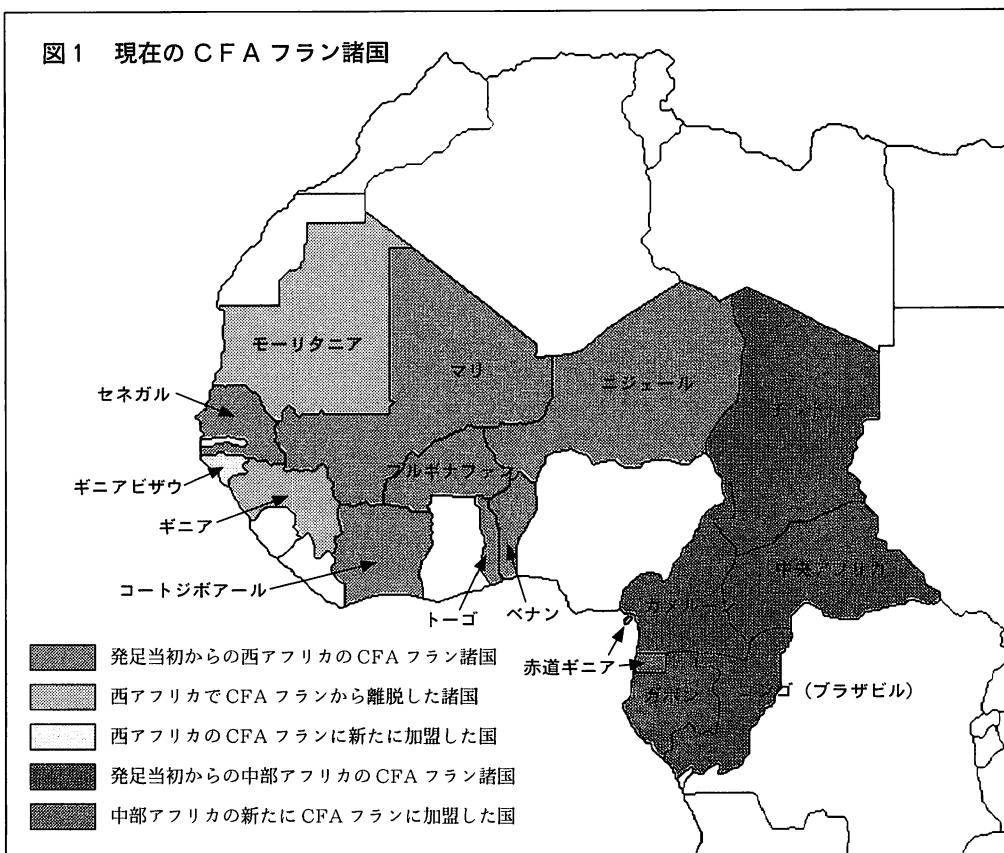
1. はじめに
2. 操作勘定制度成立をめぐる背景
 - 2.1 フランス本国の貿易状況
 - 2.2 為替制度の状況
3. 操作勘定の形成
 - 3.1 操作勘定制度確立以前の為替安定機能（西アフリカ銀行時代）
 - 3.2 操作勘定制度確立以後の為替安定機能（西アフリカ・トーゴ発券局時代）
4. おわりに

1. はじめに

旧フランス植民地諸国を中心に通用しているCFA（セーファー）フランは、その為替安定制度において独特の手段を採用している。CFA フランの名称は二つの通貨の略称で¹⁾、フランス圏（la Zone Franc）²⁾の通貨であり、フランスフランとの間で完全固定相場の下で自由交換性が保証されている。完全固定相場の下での自由交換性保証とは、あらゆるフランスフランとCFA フラン間の交換を、単一の平価によって無制限に実施することを保証していることを意味する。したがって、両通貨間の取引においては為替相場の変動が発生することはなく、また交換の際に手数料の徴収も行われていない。

現在のCFA フランは、図1で示した西アフリカの8ヶ国³⁾と中部アフリカ6ヶ国⁴⁾の2つの地域で通用している。このCFA フランは通用地域がフランス植民地であった時代はもちろんのこと、独立以後も一貫して固定相場でのフランスフランとの交換性保証を維持してきた。しかも、1948年から1994年にいたる40年以上の長期間にわたり、1 フラン=50 CFA フランという公定平価を保ちつづけた⁵⁾。なお1994年にCFA フランが50%切り下げられたため、現在の公定平価は1 フラン=100 CFA フランである⁶⁾。

CFA フランでは交換性保証を行なうために、フランス圏特有の操作勘定制度を採用している。操作勘定とは、フランス圏の通貨発行機関がフランス国庫内に開設する勘定項目で、フランスフ



出所 筆者作成

ランとフラン圏の通貨間の固定相場維持を目的としている。この勘定を通じてフランス国庫は、フラン圏の通貨発行機関の対外流動性をフランスフラン建で供給し、完全固定相場制の下での自由交換性保証という維持が困難な為替制度を可能としている。その見返りに、フラン圏の通貨発行機関は自身の対外流動性をフランスフラン建で操作勘定に預託する義務を負っている。

CFA フランの操作勘定制度は、途上国通貨の対外価値安定を支援する機能を有しているといえる。操作勘定がCFA フランの対外価値を安定的に維持しつづけたという事実は、自国通貨の対外価値を安定化させる手段を模索する途上国にとって、一つの可能性を示していることは間違いない。しかし忘れてはならないのは、途上国通貨の対外価値下落が顕著に表われはじめるのは1980年代に入ってからのことであり、操作勘定が導入された1950年代初頭には想定されていない事態であったということである。すなわち、操作勘定の導入は、CFA フランの対外価値安定を支援することを第一に想定したものではなかったということである。

むしろ、当時フランス本国が目指していたフラン圏との経済関係を強化することを目的に、フランスフランとCFA フラン間の為替相場の安定化させる手段として操作勘定が導入された

のである。つまり、本来経済関係を強化する手段として導入された操作勘定制度が、現代的な視点に立つことによって、途上国の通貨安定支援手段と見なされるようになっているのである。ここで憂慮されることは、操作勘定制度を単なる途上国の通貨安定支援策と見なし、同様の制度を無批判に多国に適用することで、何らかの弊害をもたらさないか、ということである。弊害をもたらす可能性があるかどうかを見極めるためには、まず操作勘定が導入された経緯と目的を明確する必要があろう。

本論文は、CFA フランが持っている対フランスフラン平価安定装置としての操作勘定に着目し、その導入経緯と目的を分析する。そのために、まず第2次世界大戦終結時から操作勘定導入が正式化する1950年代初頭までの、フランス本国・フラン圏の貿易状況及び為替制度を観察する。その上で、操作勘定制度導入によってフランスフラン・CFA フラン間の為替維持制度がいかに改善されたかを分析する。

2. 操作勘定制度成立をめぐる背景

操作勘定は、CFA フランを含むフラン圏の通貨⁷⁾をフランスフランに対して完全固定相場制による自由交換性を保証するための勘定である。この勘定項目は、1952年に施行された法律⁸⁾によって初めてフランス国庫内に正式に開設が決定された。この操作勘定の開設を契機として、フランスフラン・CFA フラン間の為替安定制度は、ほぼ現行の形態になったと言える。

しかし、操作勘定が開設される以前にも同様の機能を有すると解釈されたデバイスはいくつか存在していた。フランス領西アフリカ（以下 A.O.F.）⁹⁾において発券業務を担っていた西アフリカ銀行¹⁰⁾の場合、同行がフランス本国に保有していたフランスフラン建資産及び国庫に預託していた勘定項目が為替安定機能を担っていた¹¹⁾。それをあらためて操作勘定という項目を創設し為替安定制度を整備した背景には、当時フランスがおかれていた状況が深く関係している。そこで、操作勘定成立をめぐる歴史的背景について、西アフリカを中心に検証していくことにする。

2.1 フランス本国の貿易状況

フランスフランとフラン圏の通貨の間で為替安定を行なう必要性が切実なものとなったのは、両通貨の一体性が事実上消滅した第2次世界大戦後のことである¹²⁾。それまで、フランスフランと植民地フラン¹³⁾は等価であり、発券機関は異なっていても事実上一体の通貨として扱われていた。特に、フランスが金本位制を離脱する1936年以前は、植民地フランも金本位制通貨¹⁴⁾であったため、両フラン間の為替安定制度が特別に構築されることはないかった。

第2次世界大戦が勃発し、フランスのドイツへの降伏及びヴィシー政府と自由フランス政府の分離といった混乱によって、フランス植民地は本国との経済関係を事実上断絶されるに至った。特に連合国への影響が強く、自由フランス側に立ったフランス領赤道アフリカ（以下

A.E.F.)¹⁵⁾ や太洋州植民地は、ドイツや親枢軸のヴィシー政府が支配する本国との関係を維持することは不可能となった。一方、A.O.F. はイギリスとの関係悪化を背景に¹⁶⁾ 自由フランス政府から一定の距離を保っていた。しかし、1942年に連合軍がフランス領北アフリカ地域¹⁷⁾へ上陸すると、ヴィシー政府の枢軸国離れを警戒したドイツによって同政権は解体され、フランス本国全体がドイツ軍の占領下におかれてしまう。以降、A.O.F. を含むフランス植民地は、本国との政治的、経済的関係を完全に断絶状態におかれることとなり、それはフランスがドイツから解放される1944年まで回復することはなかった。すなわち、戦後のフランスと植民地の経済関係は、この断絶した関係の回復から始めなければならなかった。

第2次世界大戦以前、フランス本国にとっての植民地は、食料品や原材料等の一次産品の供給源として位置付けられていた。しかし、戦争によって断絶していたフランス本国・植民地間の貿易関係は、終戦直後の段階ではすぐに回復できる状態ではなかった。その結果、フランス本国は、食料品などの供給をアメリカやスターリング地域に依存しなければならなかった。

表1は、フランスの外国地域及びフラン圏に対する貿易額の変化を示し、表2は、フランスの輸入量の変化を品目別に示す。両表によると第2次世界大戦が終結した翌年の1946年時点で、外国地域からの輸入額は、戦前の1938年水準を上回っている。その一方で、植民地域にあたるフラン圏からの輸入額は、戦時中の断絶からいまだ回復しておらず、戦前の半分の水準でしかない。外国地域からの輸入が急速に回復した背景には、次のような要因が挙げられる。第1は、戦場となって荒廃したフランス本国が、戦災復興を行うために工業完成品の輸入を増加させたからである。第2は、戦争による荒廃は、フランス本国の食料品生産を悪化させたため、その

表1：フランスの外国地域及びフラン圏に対する貿易額

(単位：100万 フラン)

	外 国			フ ラ ン 圏			世 界 全 体		
	輸 入	輸 出	貿易収支	輸 入	輸 出	貿易収支	輸 入	輸 出	貿易収支
1938年	33,573	22,200	-11,373	12,491	8,390	-4,101	46,064	30,590	-15,474
1939年	31,595	22,661	-8,934	12,494	8,929	-3,565	44,089	31,590	-12,499
1940年	34,049	11,142	-22,907	11,721	6,369	-5,352	45,770	17,511	-28,259
1941年	10,646	10,460	-186	14,290	5,317	-8,973	24,936	15,777	-9,159
1942年	13,485	23,187	9,702	12,467	6,477	-5,990	25,952	29,664	3,712
1943年	13,663	35,408	21,745	297	—	-297	13,960	35,408	21,448
1944年	9,497	25,531	16,034	272	26	-246	9,769	25,557	15,788
1945年	47,969	5,805	-42,164	9,058	5,595	-3,463	57,027	11,400	-45,627
1946年	211,484	67,784	-143,700	53,253	33,604	-19,649	264,737	101,388	-163,349
1947年	301,763	130,383	-171,380	95,372	92,988	-2,384	397,135	223,371	-173,764
1948年	482,240	241,412	-240,828	190,433	192,635	2,202	672,673	434,047	-238,626
1949年	685,676	457,200	-228,476	240,650	326,706	86,056	926,326	783,906	-142,420
1950年	792,404	690,240	-102,164	280,754	387,545	106,791	1,073,158	1,077,785	4,627
1951年	1,279,502	936,909	-342,593	335,751	547,359	211,608	1,615,253	1,484,268	-130,985
1952年	1,321,547	818,017	-503,530	360,347	598,114	237,767	1,681,894	1,416,131	-265,763

出所：Institut National de la Statistique et des Etudes Economiques, *Annuaire Statistique de la France*, 1951, 1965, Paris, Presses Universitaires de France, 1951, 1966,

表2：フランスの輸入量の変化

(1949年=100)

	食 料 品			一次産品及び半完成品			工 業 製 品			品 目 全 体		
	外 国 地 域	フ ラ ン 圏	全 体	外 国 地 域	フ ラ ン 圏	全 体	外 国 地 域	フ ラ ン 圏	全 体	外 国 地 域	フ ラ ン 圏	全 体
1938年	78	145	119	99	94	99	68		68	91	132	99
1946年	163	62	102	88	92	89	186		186	115	79	108
1947年	100	62	77	110	93	109	201		201	125	74	115
1948年	180	90	96	92	95	92	122		122	98	91	97
1949年	100	100	100	100	100	100	100		100	100	100	100
1950年	98	118	111	96	95	96	140		140	103	111	105
1951年	128	107	114	123	117	122	148		148	127	109	123
1952年	114	120	118	127	112	125	147		147	128	117	125
1953年	102	126	117	130	122	129	136		136	127	123	126

出所 : Institut National de la Statistique et des Etudes Economiques, *Annuaire Statistique de la France*, 1965, Paris, Presses Universitaires de France, 1966, p.361

穴埋めに食料品輸入の絶対量を増加させることができたからである¹⁸⁾。フランス国内の農業生産量は、第2次世界大戦直後の段階で戦前の約60%にまで低下していた¹⁹⁾。第3は、本国・植民地間の貿易関係の断絶を背景に、戦前フランス植民地が担っていたフランスへの一次産品供給源としての地位が低下したからである。

フランスの輸出状況であるが、それは先ほどの表1および輸出量の変化を品目別に表わした表3によって示している。終戦直後のフランスの輸出状況は、外国地域、フラン圏を問わず1938年の水準を大きく割り込むに至った。フランスの輸出の回復が低調だった背景には、以下のような要因があった。第1は、フランス産業が戦争によって大きな痛手を被ったことである。農業生産の低下とともに、工業生産も落ち込んでおり、終戦直後の段階で戦前の水準の約40%にまで落ち込んでいる²⁰⁾。第2は、戦前のフランス輸出の中心を占めていた高級品の世界的需要が低下したからである。第3は、外国地域やフラン圏を問わず第2次世界大戦期に失ったフランスの国際的シェアの回復が遅々として進まなかったからである。

1940年末になると、フランスを取り巻く貿易状況は変化の兆しを見せる。まず輸入に関してであるが、外国地域からの輸入の回復が鈍化もしくは減少する一方、フラン圏地域からの輸入

表3：フランスの輸出量の変化

(1949年=100)

	食 料 品			一次産品及び半完成品			工 業 製 品			品 目 全 体		
	外 国 地 域	フ ラ ン 圏	全 体	外 国 地 域	フ ラ ン 圏	全 体	外 国 地 域	フ ラ ン 圏	全 体	外 国 地 域	フ ラ ン 圏	全 体
1938年	97	90	94	105	56	93	89	58	78	99	62	85
1946年	53	23	42	31	26	30	42	32	36	38	29	34
1947年	52	54	53	47	53	49	84	60	72	60	57	59
1948年	55	67	61	61	77	65	72	75	74	64	74	68
1949年	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1950年	191	127	100	159	115	148	123	113	117	150	116	136
1951年	198	158	179	196	141	183	139	133	136	177	138	161
1952年	125	181	152	161	148	158	118	129	124	142	141	142
1953年	138	193	164	193	133	179	120	119	119	162	133	150

出所 : Institut National de la Statistique et des Etudes Economiques, *Annuaire Statistique de la France*, 1965, Paris, Presses Universitaires de France, 1966, p.361

表4：フランスの通貨圏別経常収支

(単位：100万ドル)

	ドル圏（カナダを除く）	スターリング圏	全世界
1945年	-697.1	-500.7	-1,490.5
1946年	-1,356.8	-290.8	-2,048.8
1947年	-1,395.7	-57.9	-1,675.7
1948年	-1,133.7	-321.6	-1,737.6
1949年	-857.6	19.1	-706.6
1950年	-419.4	34.8	-238.0
1951年	-534.2	-121.2	-1,058.0
1952年	-171.9	-197.3	-658.9
1953年	98.7	-273.9	-219.8
1954年	158.4	-152.0	193.9
1955年	306.9	-42.7	406.6

注) 独立を果たすまで、フランス本国と海外領土は統計上区別されなかった。

出所 : Institut National de la Statistique et des Etudes Economiques,
Annuaire Statistique de la France, 1965, Paris, Presses Universitaires de France, 1966, p.368

は拡大傾向を示した。その背景には、第1に、フランスが戦後の荒廃から脱却し、戦災復興のための完成品輸入が低下したことがある。フランス国内の農業生産量は、1940年代末で戦前の90%ほどまでに回復し²¹⁾、工業生産にいたっては、戦前の生産量を上回り130%にまで上昇している²²⁾。そして第2に、フランスの対外流動性の不足が深刻化し、外国地域からの輸入を低下せざるを得なかつたことがある²³⁾。この対外流動性不足、特にドル不足は終戦直後の輸入の急増と輸出の低迷を背景にしている。表4は、フランスの外国地域に対する経常収支を示しているが、1940年代後半は、ドル地域に対してきわめて膨大な赤字を計上していたことがわかる。しかし、フランス国内産業は回復途上にあり、ドルが不足したからといって原材料の輸入に対する国内需要が減少するわけではなかった。そのためフランス本国の輸入先は、フランスフランで決済可能なフラン圏への依存を高めることになる。

輸出に関しては、全体的には増加傾向にあったとはいえ、その回復速度は緩やかなものであった。1940年代末時点では、外国地域に対してどうにか戦前の水準にまで回復できたに過ぎず、輸出の増加はもっぱら対フラン圏地域によってもたらされたものである。この輸出不振ともいえる状況が生み出された原因は、フランス国内の急速なインフレーションの進行の結果、フランスフランの対ドル公定平価が実質的に割高となり、輸出競争力を大きく阻害していたことで

表5：フランスの卸売物価及び消費者物価の変遷

(1939年=100)

	1939年	1940年	1941年	1942年	1943年	1944年	1945年	1946年	1947年	1948年	1949年	1950年
卸売物価	100	132	163	191	223	251	357	617	942	1630	1826	2063
消費者物価	100	119	139	162	207	264	364	597	954	1511	1682	1801

注：消費者物価はパリ市中価格

出所 : Institut National de la Statistique et des Etudes Economiques, *Annuaies statistique*, Vol58, 1951, Paris, Imperimerie nationale, 1952, p.230より筆者作成

ある。表5は、第2次世界大戦直前から戦後にかけての期間におけるフランスの卸売物価、およびパリ市中の消費者物価の変遷を示したものである。それによると、フランスの物価上昇は、戦争が終結した1945年で戦前のほぼ3.5倍近くにまで達していることが見てとれる。しかも、インフレーションはその後一段と加速され、終戦から5年間で約5倍の物価上昇を示した。フランス国内のインフレーションが進行する一方で、フランスフランの対外価値、すなわち対ドル公定平価も切り下げられることとなる。1939年9月に為替取引の制限が導入²⁰⁾されたのに伴い、フランスフランの対ドル公定平価が1ドル=34.96フランに決定された。

第2次世界大戦終結後、新たに決定されたフランスフランの対ドル公定平価は、1ドル=119.10フランとされ、戦前の価値の約30%にまで切下げられることとなった。この切り下げによって、フランスフランで評価したドルの価格が約3.5倍に上昇したことになり、第2次世界大戦中に進行したフランス国内の物価上昇におおむね対応したものであった。ところが、その後フランス国内のインフレーションが急速に進行したため、フランスフランの対ドル公定平価は、数年後には実体と比べ過大評価されたものとなってしまった。例えば、公定平価が見直される直前の1947年には、フランス国内物価は対1939年比で約9.5倍、1945年比でも2.5倍以上に達している。こうしたフランスフランの過大評価傾向はその後も維持され、フランスの輸出競争力を奪っていくことになってしまった。フランスフランの過大評価によって輸出競争力が失われた結果、対外国地域輸出の回復がなかなか進まず、フランスは輸出先をフラン圏地域へと求ることになる。

1950年代初頭になると、フランスの貿易状況はさらに変化を見せることとなる。まず輸入であるが、1951年には外国地域からの輸入が一旦上昇傾向を示したのち、再び低下している。この背景には、1940年代末の対外流動性不足に対抗して導入した為替政策による混乱（後述）が一段落したこと、フランスの輸入規制が制度的に緩和されたこと²⁵⁾、さらにOEEC（欧州経済協力機構）加盟国の輸入制限自由化決議²⁶⁾を受けて、フランスが自由化を促進したことが挙げられる。しかし、一連の輸入規制の緩和によって、1951年に輸入が急増したため、フランスは再び対外流動性不足の危機に陥ってしまう。その結果、1952年2月には、貿易自由化の臨時停止措置を実施せざるを得なくなってしまった。フランスの外国地域からの輸入は、このように常に対外流動性不足の危険性に曝され、不安定な状況に置かれていたが、フラン圏からの輸入は比較的安定して回復する傾向があった。

一方、フランスの輸出であるが、外国地域に対する輸入と同様、1951年に一時的なピークを迎えている。これは、OEEC加盟国の輸入自由化が促進されたことに加え、1949年から始まった朝鮮戦争によるブームが輸出を促進したことによる。しかし、1951年後半にはブームが終息し、フランスの輸出は再び低迷するようになり、貿易収支の悪化に拍車をかけることになった²⁷⁾。外国地域に対するフランスの輸出が1951年まで増加を示し、その後減少に転じたが、それとは対照的にフラン圏地域に対する輸出は、国際的ブームの影響を強く受けることはなく、

順調な増加を示している。

結局、第2次世界大戦終結から1950年代初頭にいたるまで、フランスは外国地域との間に安定的な貿易関係を築くことができなかった。そこには、自由貿易の回復と対外流動性の枯渇との間で揺れ動くフランス経済の脆弱な姿が見え隠れしている。他方、フラン圏との貿易関係は、回復から促進という経路を安定的に辿ることができた。第2次世界大戦中、フランス植民地と本国の貿易関係が断絶していたことを考えると、かなり順調に回復したと言えるだろう。外国地域との貿易関係の先が見えない状況において、フランスはフラン圏との貿易、特にフランスフランで決済可能な輸入に対する期待を自ずと高めることとなる。そして、フランスはフラン圏地域との貿易関係の強化を目的として、フランスフラン・フラン圏の通貨間の完全固定相場制の下での自由交換性を保証し、その為替関係の維持を容易にするために、操作勘定制度の整備を行っていくことになる。

2.2 為替制度の状況

フランスのおかれた貿易関係の不安定さは、フランスフランをめぐる為替制度も不安定なものとさせていた。特に第2次世界大戦終結以後、フランスフランは国内の急速なインフレーション、経常収支赤字、そして対外流動性不足によって、ドルをはじめとする外国地域の通貨やフラン圏の通貨に対してまで常に切り下げ圧力が加わっていた。

表6は、フランスフランの対ドル相場、CFAフランの対フランスフラン公定平価、及びCFAフランの対ドル相場を示したものである。表6によると第2次世界大戦終結後の短期間のうちに、フランスフランの対ドル相場が短期間のうちに下落していった様子が見てとれる。一方、CFAフランはフランスフランとの公定平価を維持することに専念するわけではなく、ドルとの関係を睨みながら状況に応じて平価の決定を行っていた。実際、1945年12月および1948年10月時点で、CFAフランは、フランスフランよりもドルとの関係を重視したことで、対フランスフラン公定平価の変更に踏み切っている。結果として1940年代末の時点で、CFAフランはフランスフランに対し2倍の価値に切り上げられることとなった。

対外流動性不足によって、フランスの対外貿易関係が不安定化していたことはすでに述べた。そこでフランスは、外国地域に対して貿易統制や為替制限を行う一方、自国の通貨で決済可能なフラン圏地域との貿易関係を重要視せざるをえなかった。1946年、フランス本国とフラン圏域内の自由交換を再開し²⁹⁾、早くも関係強化への動きを開始している。一方で、CFAフランやフランス領太平洋のCFPフラン (la Franc de la Colonie Française Pacifique)²⁹⁾ は、フランスフランとの等価性を放棄し、独自に対外価値を決定するようになっていた。もし、CFAフランなどのフラン圏の通貨がフランスフランとの関係性を弱め、ドル等の外国通貨との関係性を強めるようであれば、フランスが志向するフラン圏との貿易関係安定化を阻害させる要因となりうる。先のフランスフランとフラン圏の通貨と自由交換性の回復とともに、両通貨間の

表6：フランスフランとCFA フランの為替相場の推移

(1939年～1949年)

	フランスフラン				CFA フラン		備 考
	対ドル公定平価 1ドル＝	自由為替市場相場 1ドル＝	闇市場相場 ⁽¹⁾ 1ドル＝	実際の対ドル相場 ⁽²⁾ 1ドル＝	対フラン公定平価 1ドル＝	対ドル相場 1ドル＝	
1939年9月	34.96フラン			43.80フラン	(1ローカルフラン) ⁽³⁾	(43.80フラン)	1939年9月9日、フランスフランの対ドル公定平価が始めて設定される。
1945年11月	49.63フラン ⁽⁴⁾		1157フラン	49.63フラン	(1ローカルフラン) ⁽³⁾	(43.80フラン)	IMF公定平価発表直前
1945年12月	119.10フラン			119.10フラン	0.59CFA フラン	70.06CFA フラン ⁽⁵⁾	1945年12月26日、IMF公定平価決定。CFA成立
1948年1月	119.10フラン		334フラン	119.10フラン	0.59CFA フラン	70.06CFA フラン ⁽⁵⁾	1948年1月の為替改革直前
1948年2月	214.39フラン	307.06フラン	312フラン	260.73フラン ⁽⁶⁾	0.59CFA フラン	126.11CFA フラン ⁽⁵⁾	1948年1月26日、為替制度を改革し複数為替制度導入
1948年9月	214.39フラン	311.02フラン	430フラン	262.71フラン ⁽⁶⁾	0.59CFA フラン	126.11CFA フラン ⁽⁵⁾	複数為替制度停止直前
1948年10月	214.39フラン	313.10フラン	474フラン	263.75フラン	0.5CFA フラン	126.11CFA フラン ⁽⁵⁾	1948年10月17日、複数為替制度を廃止する為替調整策
1949年8月	214.39フラン	330.48フラン	374フラン	272.44フラン	0.5CFA フラン	136.22CFA フラン ⁽⁷⁾	フランスフラン対ドル公定平価廃止直前
1949年9月		349.96フラン	372フラン	349.96フラン	0.5CFA フラン	174.98CFA フラン	1949年9月20日、フランスフラン対ドル公定平価廃止

注：(1)パリにおいて非合法に取引されたドル紙幣の、1ヶ月間の最高額と最低額の平均価格。

(2)フランスフランとドル間の取引に実際に適用された相場

(3)CFA フラン成立以前の A.O.F. 通貨。

(4)1943年、アルジェリアに移動した自由フランス政府と連合軍の間で決定された対ドル相場で、フランス解放後に本国でも適用される相場として公認された。

(5)CFA フランの対ドル公定平価。

(6)対ドル公定平価と自由為替市場相場の平均で、輸入のみ適用された価格（貿易フラン）。

(7)1949年8月にCFA フランの対ドル公定平価が廃止されたため、フランスフランの対ドル相場から換算した相場。なお、空欄は不明

出所：岡田昭男『フラン圏の形成と発展、増補版』 信山社、1998年、30ページ

Ministere des finances et des affaires economiques, *Mouvement économique en France de 1938 à 1948*, Paris, Imperimerie nationale, 1950, p.352より筆者作成

為替相場を一定に維持することが、フランス本国・フラン圏地域間の貿易関係を安定させる重要な要素となっていたといえる。フランスフランとフラン圏の通貨の間で、為替相場を一定に維持、すなわち、両通貨間で完全固定相場制の下での自由交換性を維持するために、為替管理を容易かつ有効に実施する手段として操作勘定が導入されることになる。

では、終戦直後から1950年代初頭の間、実際のフランスフランとフラン圏の通貨、特にCFA フランの為替状況を観察していく。

第2次世界大戦後、IMF の発足に際し、加盟国は自国通貨の公定平価を決定し、金もしくはドルによって表示することが求められた。フランスもそれに従って、1945年12月26日にフランスフランの公定平価を1 ドル=119.10 フランと決定した。この平価は、1939年の公定平価である1 ドル=34.96³⁰⁾ フランや、終戦直後に採用された暫定相場である1 ドル=49.63 フランに比較すると大幅な切り下げであったと言える。

第2次世界大戦後、フランスフランは対ドル平価を大幅に切下げることになったが、フランス領アフリカやフランス領太平洋州で通用していたローカルフラン³¹⁾は、このフランスフランの大幅な切り下げに同調しなかった。第2次世界大戦以前、フランスフランとローカルフランは等価であり、実質上同一通貨として扱われていた。だが戦時中、本国と植民地は経済的に断絶したため、フランス植民地はフランス以外の地域、ドル圏やスターリング圏との経済関係に依存せざるを得なくなる。その結果、フランスフランとローカルフラン間の等価性の維持するような為替政策の実施は不可能となり、戦後両通貨間の相場の乖離が容認されることとなった。そして、フランス領アフリカの通貨はCFA フランと命名され、1 フラン=0.59 CFA フラン、1 ドル=70.21 CFA フランと定められた。また、フランス領太平洋洲の通貨はCFP フランと命名され、1 フラン=0.42 CFP フラン、1 ドル=49.63 CFP フランとされた。

第2次世界大戦後のフランスフランとフラン圏の通貨は、フランスフランの対外価値の大幅な切り下げという事態からスタートすることになったが、この相場の維持ですらフランスフランにとつては困難なものとなった。すでに2.1の項でも述べたが、終戦直後のフランスは、輸入制限を実施しながらも常に膨大な輸入超過を計上しており、いずれ対外流動性不足によって相場維持が困難になることは目に見えていた。現実にドルの闇相場は、1947年12月の段階で1 ドル=319 フランに達していた³²⁾。しかし、フランス経済は戦後復興のために輸入品を必要としていたことも事実で、安い相場切り下げによる輸入品の減少も受け入れることはできなかった。

1948年1月26日、フランスフランの対ドル平価が44.44%切下げられ、1 ドル=214.39 フランとされた。しかし、この時に実施された措置は単なる平価切下げにとどまらず、二重為替政策及び差別的為替政策が含まれていた。というのも、交換性を回復していた通貨での決済、特にドル決済での貿易に関し輸出入時の相場に差を設けることで、ドルの流出に歯止めをかけようとしたのである。

具体的に、導入された為替政策を概観する。対ドル平価の切下げが行われた直後の1948年2月2日、パリ株式取引所に自由為替市場（marché libre）が創設された。そして、この市場には、当時すでに交換性を回復していた通貨が上場され、取引が行えることとなった。取引対象となる通貨は、ドルとポルトガル・エスクードであり、さらに同年4月1日からはイス・フランが加えられた。

自由為替市場では、フランスの輸出者が受け取った為替のうち50%を売却することが認められた。また、貿易以外の受取りによって取得した外貨は全て自由為替市場で売却されることとなった。輸出為替の残り50%は公定平価で為替安定基金に売却することが義務づけられていた。具体的には、フランスからドル建で輸出が行われた場合、その輸出価格のフランスフラン表示は、公定平価と自由為替市場相場の平均となる。この輸出に適用される相場は、貿易フランと呼ばれた³³⁾。

自由為替市場で需要される外貨は、小麦、石炭、石油の重要物資以外の輸入代金および、政府支払いを除くすべての対外的支払い代金であった。したがって、フランスからの輸出には貿易フランが適用されるが、フランスへの輸入には自由為替市場の相場が採用されることになる。例えば、1948年の自由為替市場の平均相場である1ドル=308.47フランを利用すると³⁴⁾、輸出の相場は1ドル=261.43フランとなるが、輸入の相場は1ドル=308.47フランがそのまま採用されることになる。フランスは自由為替市場を創設したが、輸出に適用する相場は完全に自由にはせず、公定平価との平均を適用させた。これによって、自由為替市場でフランスフランが下落した場合に発生するフランスの輸出競争力低下の影響を、可能な限り排除しようとしたのである。その一方で、輸入に適用する相場を自由為替市場に委ねることで、輸入の増加傾向に歯止めをかけようとしていた。なお、1ドル=214.39フランと決められた対ドル公定平価は、ドル建の取引を行う上では事実上適用されることにはなかった。

ドルなどの自由為替市場に上場されている通貨には、公定平価と自由為替相場を利用した二重為替制度が適用されていたが、ポンドなどの上場されていない通貨に対しては自由為替相場が存在しないため、同様の為替政策を適用することはできなかった。そのため、それら非上場通貨、言い換えれば交換性を回復していない通貨の取引には、フランスフランの対ドル公定平価（1ドル=214.39フラン）と、対象となる通貨の対ドル平価から換算されて適用された。つまり、ドル建の取引では直接適用されなかった対ドル公定平価が、自由為替市場に上場されていない通貨建の取引について、換算された相場とはいえ直接適用されることになっていた。

フランスは、極端な輸入超過とそれに伴う対外流動性不足を解消するため、対ドル公定平価の切り下げと輸出に比べ輸入が不利になるような二重為替政策を導入した。しかし、この政策によって小麦、石炭、石油といった重要な戦略物資の輸入が阻害されるような事態は、回避する必要があった。なぜなら、いまだ第2次世界大戦の荒廃から立ち直っていないフランスの国内産業の復興が、食料や燃料供給の減少に影響すること避ける必要があったからである。そこ

で、重要物資の輸入代金は、為替安定基金が旧平価（1ドル=119.10フラン）で外貨を売却することで対応した。

1948年時点では、フランスフランの取引に適用される為替相場は4つも併存していたことになる。それは、公的移転と非自由為替市場上場通貨に適用される公定平価、輸出に適用される貿易フラン相場、重要物資以外の輸入と貿易以外の取引に採用される自由為替市場相場、重要物資に適用される旧平価の4つであった。これが、当時フランスが採用していた二重為替政策及び差別的為替政策の状況である。

1948年1月のフランスフランの対ドル平価切下げ時、フランスフラン・CFAフラン間の平価は1フラン=0.59CFAフランのまま維持された。そのため、CFAフランの対ドル平価も、フランスフランの対ドル公定平価（1ドル=214.39フラン）を基準に1ドル=70.06CFAフランから126.11CFAフランへと変更された。しかし、CFAフランには、先のフランスフランに課された複数為替政策は適用されなかったため、CFAフランはフランスフランと異なり、公定平価によってドルを売買することになる。フランスフランの対ドル公定平価がドル取引を行ううえで利用されなくなっていたので、フランスフランとCFAフランの対ドル相場は、公定平価上は差違がなくとも、事実上乖離することになった。たとえば、CFAフラン地域在住の輸出業者が、アメリカ向けに100万ドル分の輸出を行おうとしているとする。CFAフラン地域からアメリカに向けて直接輸出を行うと、輸出業者は輸入代金として126億1100万CFAフラン受け取ることとなる。

しかし、CFAフラン地域から一旦フランス本国を経由してアメリカに輸出したことすると、輸入業者が100万ドル分の輸出によって獲得できるCFAフランの額は、先ほどと異なってくる。パリの自由為替市場の相場が1ドル=308.47フランであったとすると、フランスからの輸出に適用される貿易フランの相場は1ドル=261.43フランとなるため、100万ドル分の輸出によって獲得できるフランスフランは、261億4300万フランとなる。このフランスフランをCFAフランに交換すると、最終的に輸出業者が手にすることのできるCFAフランの額は、154億2,437万CFAフランとなる。この結果、CFAフラン地域の輸出業者はフランスを経由してアメリカに輸出すると、直接輸出する場合に比べ、28億1,337万CFAフランだけ余分に獲得することが可能となる。フランスフランとドルの間の取引で1ドル=214.39フランという公定平価が実際には用いられる機会がない状況下で、このフランスフランの公定平価を基準にCFAフランの対ドル平価を決定すること自体、現実的ではなかったといえる。

フランスが採用した差別的な複数為替政策は、クロスレートによる混乱とともに国際的な非難を招くこととなった。この為替はIMF協定に違反するもので、早々に改善することが国際的に求められた。それを受け1948年10月17日、フランスは複雑化した為替制度の単純化とクロスレートの混乱を除去することを名目に、為替制度の「調整」措置を実施することとなる³⁵⁾。この措置によって、同年1月に決められた公定平価（1ドル=214.39フラン）はそのまま維持さ

れることになったが、差別的な複数為替制度は停止されることになる。自由為替市場上場通貨建の貿易取引のすべてについて、為替の50%を自由為替市場で取引し、残りの50%は為替安定基金との間で公定平価によって取引されることになった。また、上場通貨以外の通貨との相場は先ほどの手順で決定されたフランスフランの対ドル相場と対象通貨の対ドル平価によって換算された相場が適用されることになった。すなわち、以前貿易フランと呼ばれていた対ドル相場が全ての貿易取引に採用されることになったわけで、公定平価が実行相場として利用される場面はきわめて少なくなった。なお、貿易以外の取引に関しては、以前と同様自由為替市場相場が適用されている。

1948年1月に採用されたCFA フランの対ドル公定平価は、名目的となっていたフランスフランの対ドル公定平価を基準に決定されたものであり、現実にそぐわないものになっていたことはすでに述べた。1948年10月の為替制度の調整措置によって、フランスフランの対ドル公定平価が適用される場面がほとんど消滅してしまうと、CFA フランの対ドル平価をフランスフランの対ドル平価を基準に決定する必要性を失ったしまう。しかし、CFA フラン地域は、フランス本国の事情に引きずられるかたちでCFA フランの対ドル平価も切り下げられていく事態を容認することはせず³⁶⁾、1948年1月に決定された1 ドル=126.11 CFA フランが維持されることになった。そのうえで、フランスフランとドル間で実際に適用されている相場、すなわち、対ドル公定平価と自由為替相場の平均相場をかんがみ、CFA フランとフランスフラン間の公定平価が変更されることになった。そして新たに、1 フラン=0.5 CFA フランという公定平価が決定されることになる。

仮に、CFA フランの対フランスフラン平価（1 フラン=0.5 CFA フラン）と対ドル平価（1 ドル=126.11 CFA フラン）を用いて、フランスフラン・ドル間の相場を計算したとすると、1 ドル=252.22 フランとなる。1948年後半の、フランスフランとドル間で実際に適用されている相場相場（自由為替相場と対ドル公定平価の平均値）が1 ドル=260 フラン程度であったことを考えると、この時CFA フランの対フランスフラン平価を変更したのは、CFA フランの対ドル平価を維持することを目的としていたことが理解できる。

フランスフランとCFA フランの間の公定平価を変更することで、両通貨間の間に存在した対ドル相場の差違は一旦解消されることになった。しかし、フランスフランは自由為替市場の変動によって実際に適用される対ドル相場を変化させるが、CFA フランの対ドル相場は公定平価として固定されたものという、両通貨は性質の異なる為替政策を採用していたと言える。フランスフランとCFA フランという対外的な為替政策の異なる通貨間で、交換性を保証しながら固定相場を維持することは、クロスレートの発生する可能性を以前として内包させていたことを意味する。自由為替市場でフランスフランの対ドル相場が下落すると、フランスフランとドル間の取引に実際に適用される相場（自由為替相場と公定平価の平均値）も下落することになる。そうなるとCFA フランにとって、フランスフランを通じて取引する場合のドル相場

と、対ドル公定平価との間に差違が再び発生することは、充分予想されることであった。

実際のフランスフランの対ドル相場がどのように推移したかを見る。1948年後半から49年前半までは、自由為替相場は1ドル=318フラン程度であったため、実際に対ドル取引に適用される相場は1ドル=266フランであった。しかし、1949年の中頃になると、自由為替相場が1ドル=330フラン程度に下落したため、実際に適用される相場も1ドル=272フランに下落した³⁷⁾。このように、自由為替市場でフランスフランが下落していくことで、クロスレートの発生は現実のものとなっていました。しかも、フランスフランの下落傾向はその後も止まることはなく、フランスフランとCFAフランの対ドル相場の差違がさらに拡大していった。こうして、1948年の8月に一旦解消したはずのクロスレートによる相場の混乱を発生させる危険性を高めていった。

クロスレートによる混乱の危険が迫るなか、1949年8月8日、ついにCFAフランはドルとの直接交換を停止し、対ドル公定平価も廃止されることになった。そのため、CFAフランの対ドル相場は、フランスフランとドル間で実際に適用される相場（自由為替相場と対ドル公定平価の平均値）と、CFAフランの対フランスフラン公定平価（1フラン=0.5CFAフラン）から換算されることとなった³⁸⁾。

1949年の9月18日にポンドの平価切下げは、世界各国の平価切下げを誘発することになったが、フランスも例外ではなく、同年9月20日に為替制度の改革を行った。この改革によってフランスフランの対ドル公定平価が廃止されることになる。そのため、自由為替市場に上場されている通貨³⁹⁾によって建てられた取引は、すべて同市場の相場によって実行されることになった。また、上場されていない通貨に関しては、フランスフランの自由為替市場における対ドル相場と、対象となる通貨の対ドル公定平価によって換算されることになった。すでに述べたように、1949年の中頃、自由為替相場は1ドル=330フラン程度であり、ドルとの取引に実際に適用される相場（自由為替相場と対ドル公定平価の平均値）は、1ドル=272フランとなっていた。そして、フランスフランの対ドル公定平価が廃止されたのち、自由為替相場は1ドル=350フランになっている。結局、1949年の為替制度の改革によって、実質的にフランスフランは対ドル相場を22.3%程切下げたことになった。

1949年9月のフランスフランの為替制度改革に際し、CFAフランの対フランスフラン平価は、1フラン=0.5CFAフランのまま維持されることになった。すでに同年8月に、CFAフランはドルとの直接交換を停止していたため、以前ほどCFAフランとドル間の相場を維持することが重要視されなかったと言える。また、フランスが目指していたフラン圏地域と経済関係を安定させ、強化するという方針も影響していた。この後、フランスフランの対ドル相場は、幾度か大きく切下げされることになるが、CFAフランの対フランスフラン公定平価は、1フラン=0.5CFAフランのまま維持されることとなる。もっとも、1959年にフランスフランのデノミネーションが実施され、1新フラン=100旧フランとなった結果、1新フラン=50CFA

フランと表示が変更されている。しかし、実質上はCFA フランの対フランスフラン平価は、維持され続け、この状況は1994年までの45年間、続けられることとなる。

以上は、操作勘定が成立する直前までのフランスフラン及びCFA フランの為替状況である。総括すると、「終戦直後以降のフランスの為替状況は、輸入超過と対外流動性不足を背景に、フランスフランの下落傾向と複雑な為替制度の導入による混乱が続いた」と言うことができる。さらに、「CFA フランの為替制度はフランス本国の為替制度が変更される度に、状況に応じた場当たり的対応を繰り返した」と言えるだろう。そして、戦後のフラン圏地域の位置付けが確定されていく中で、完全固定相場制の下での自由交換性を保証するために、より有効な為替管理制度として操作勘定が導入されていくことになる。

3. 操作勘定の形成

次に、操作勘定がどのように形成されたのかを、開設以前と以後を比較して検討する。1940年代末から50年初頭にかけて、フランスはフラン圏地域からの輸入の促進とフランスフランの平価安定を実現すべく操作勘定制度が整備されたことは既に述べた。もっとも、フランスと植民地との経済的関係は19世紀以来のもので、操作勘定制度が整備される以前、さらには第2次世界大戦以前から本国・植民地間の為替制度が存在していた。しかし、旧来の為替制度は金本位制を前提として構築され、しかも、フランスフランと植民地フランを事実上一体の通貨として扱われていた状況での制度である。しかし、第2次世界大戦後には、対ドル相場を睨みながら為替制度を施行しなければならない状況が発生してしまう。自由交換性を保ちながら、フランスフラン・フラン圏の通貨間の固定相場の維持には、対ドル相場との関係から様々な障害が発生することは明らかで、旧態依然とした為替制度では破綻する可能性がきわめて高かったと言える。

本章では、A.O.F.（フランス領西アフリカ）を例に操作勘定導入の意義を検討する。なお、操作勘定制度の整備が始まり、フラン圏の為替制度の方向性が決定されるのは1952年のことであるが、A.O.F.において本格的に操作勘定が導入されたのは、発券業務及び為替相場の管理が西アフリカ銀行から西アフリカ・トーゴ発券局^⑩に移管された1955年のことである。そこで、西アフリカ銀行と西アフリカ・トーゴ発券局が、どのようにフランス本国・A.O.F.間の為替を管理し、フランスフラン・CFA フラン間の完全固定相場の下での自由交換性保証を行ってきたのかを比較し、操作勘定導入によって改善された点を明らかにする。

3.1 操作勘定制度確立以前の為替安定機能（西アフリカ銀行時代）

A.O.F.においては、1955年まで同地域の発券機関である西アフリカ銀行が、為替の管理も行っていた。この銀行は、パリに本店を持つ市中金融機関の一つであり、ダカールなどフランス領アフリカの主要都市に支店網を張り巡らして、フランス本国・西アフリカ間の為替業務も

中心的に行っていた⁴¹⁾。同時に、フランスの他の市中金融機関と同様にフランス国庫に預託しており、フランス政府との資金取引に用いていた⁴²⁾。

フランスフラン・CFA フラン間で完全固定相場制の下での自由交換性保証を実施するということは、両通貨の交換請求に対し、常に同一価格で無制限に応じることを意味している。つまり、西アフリカ銀行は、フランス本国から A.O.F. に対して支払が行われた場合、無制限に CFA フランを供給することを求められる。逆に、A.O.F. からフランス本国に対して支払が発生した場合は、無制限にフランスフランを供給しなければならない。

西アフリカ銀行は、フランス本国・A.O.F. 間の為替業務を担うとともに、同地域での発券銀行であり、CFA フランの流動性を最終的に供給する立場にあった。したがって A.O.F. 側の出超の場合、西アフリカ銀行に払い込まれたフランスフラン建ての資産に応じて CFA フラン建ての自己宛債務を増加させるという手段を探りうるため、たとえ完全固定相場制のもとでの自由交換性保証を実施していても、CFA フランの流動性供給に支障を来たさない。

逆に、A.O.F. 側が入超になった場合、問題が発生する。西アフリカ銀行は、まず他の市中金融機関と同様の手段で、フランスフラン建ての流動性を獲得しようとする。操作勘定成立以後と異なり、西アフリカ銀行には、様々な形態でフランスフラン建て資産を所有することが認められていたため、フランス本国内の預託先の市中金融機関から短期資金借入を行ってフランスフランを供給した⁴³⁾。

A.O.F. 側の入超が更に進み、西アフリカ銀行が銀行制度内でフランスフランを調達できなくなると、同行はフランス国庫内に預託金のうち国庫前貸勘定 (Compte d'avance au Trésor) を利用して、財政からの短期資金借入を行うことになる⁴⁴⁾。もっとも、国庫前貸勘定を利用した短期資金導入は、植民地通貨発行機関にのみ認められたことではなく、フランス国庫への預託者すべてに認められたものである。すなわち、フランス国庫で一般的に利用されている手段を、植民地通貨発行機関が独自にフランスフランの流動性供給手段に利用しているのである。そして、この勘定を通じた借入は、3 ヶ月間の期限と限度額が設けられていた。西アフリカ銀行にとってフランス国庫による流動性支援は、期間と限度額が設けられた限定的なものであり、フランスフランと CFA フラン間の完全固定相場制のもとでの自由交換性保証を維持し続けるには、不完全なものであったと言える⁴⁵⁾。

操作勘定成立以前、フランスフランと CFA フラン間の相場と交換性の維持が求められながら、制度的に為替政策維持を保証しうる手段は存在しなかった。結局、CFA フランの相場を維持する上で必要となるフランスフランの流動性供給は、西アフリカ銀行が保有するフランスフラン建資産と、同行にとって利用可能な短期資金借入に依存することになる。しかし、この2種類の流動性供給手段はそれぞれ限界を持っていた。なぜなら、西アフリカ銀行がフランスフラン建資産を取り崩してフランスフランの流動性供給を行う場合は、その資産規模以上の供給は不可能であるし、短期資金借入によって流動性供給を行う場合は、借入可能な期間と限度

額によって制限を受けることになる。

もし、西アフリカ銀行のフランスフランの流動性不足が極端に深刻化し、2種類の流動性供給手段の限界を超えるような状況に至ると、フランスフランとCFA フラン間の交換制限を行うか、両通貨間の相場を変更することによって、流動性不足に対抗しなければならない。いずれにせよ、フランスフランとCFA フラン間の完全固定相場制の下での自由交換性保証を停止することでしか、フランスフランの流動性不足を回避することができなくなる。したがって、フランスフランとCFA フラン間の完全固定相場制の下での自由交換性保証を確実なものにするためには、フランスフランの流動性供給の限界を排除する必要があった。

西アフリカ銀行が抱えるもう一つのフランスフランの流動性供給には、管理運営上問題点があった。同行はいくつかの市中金融機関に預託を行っており、同時にフランス国庫にも預託勘定を保有していた。完全固定相場制の下での自由交換性を保証している状況では、フランスフランとCFA フラン間の取引は、西アフリカ銀行のフランスフラン建資産の増減に直接反映されることになる。しかし、同行のフランスフラン建資産を複数に分散している状態では、両通貨間の取引状況が、それぞれの資産に分散して表われることになり、全体の状況が把握しにくくなってしまう。また、フランスフランの流動性不足が、それぞれの資産に分散して発生する可能性があり、流動性支援の力点も分散してしまうことになる。したがって、西アフリカ銀行のフランスフラン建資産が一つに集中された方が、完全固定相場の下での自由交換性を保証していく中で発生しうる管理運営上の困難を、極力排除することが可能となる。

フランスフランとCFA フラン間で、完全固定相場制の下での自由交換性保証をより確実なものとするためには、フランスフランの流動性供給における限界を排除し、かつフランスフラン建て資産を集中することで管理上の混乱を排除することが不可欠となる。そして、この二つの問題点を排除する手段として、操作勘定が導入されることとなる。

3. 2 操作勘定制度確立以後の為替安定機能（西アフリカ・トーゴ発券局時代）

操作勘定成立以前の西アフリカ銀行の為替管理は、完全固定相場制の下での自由交換性保証を行ううえで、フランスフランの流動性供給の限界と、フランスフラン建て資産の分散による管理上の問題を抱えていた。交換性を維持するための、これら二つの限界を排除し、混乱した流動性供給構造を解消させ、フランス・CFA フラン圏間の経常取引の障害を排除することが求められることとなる。その目的に添って操作勘定の開設が行われた⁴⁶⁾。

操作勘定開設に当たって実際に行なわれた作業は、CFA フラン地域のフランスフラン建資産の集中と、その資産のフランス国庫内への吸収である。フランスフラン建資産を集中させることで、事実上両地域間の資金取引が一個所に集中させることが可能となる。同時に勘定の規模が拡大することで流動性保証としても強固になる。流動性供給支援を行うとしても、一つの勘定に集中して実行することが可能となる。

A.O.F.において操作勘定が実際に導入されたのは、発行機関の権限が西アフリカ銀行から西アフリカ・トーゴ発券局に移行した1955年以後のことである。さらに、1959年西アフリカ・トーゴ発券局はA.O.F.諸国の独立に伴い、BCEAO（西アフリカ諸国中央銀行）に改編され、1973年にはBCEAOの本店がダカール（セネガル）に移され、現在に至っている。この時成立した操作勘定制度は、ほぼ現行の形態と同様であり、CFA フランをめぐる為替管理制度がここに成立した。

西アフリカ・トーゴ発券局が成立し、操作勘定が開設された後の為替管理制度が旧制度と大きく異なる部分は、以下の2点に集約できる。一つは、発券局のフランスフラン建資産が、フランス国庫内に開設された操作勘定に集中預託されることになったことである。もう一つは、発券局が操作勘定残高を枯渇させ、フランスフランの流動性供給をフランス国庫からの借入によって支援を受ける場合、その借入には限度額が設定されていないということである。つまり、発券局のフランスフランの流動性不足を、フランス国庫が無制限に支援することが制度的に保証することになったのである。

操作勘定制度の導入は、まずフランスフラン流動性を一本化させることで、フランスフラン流動性変化の発生地点を一ヶ所に集中させることができるようにになった。つまり、フランスフラン・CFA フラン間の取引を明確にし、管理を容易にするという効果をもたらした。さらに、勘定の規模の拡大自体が、流動性不足発生の可能性を減少させることができるとなる。

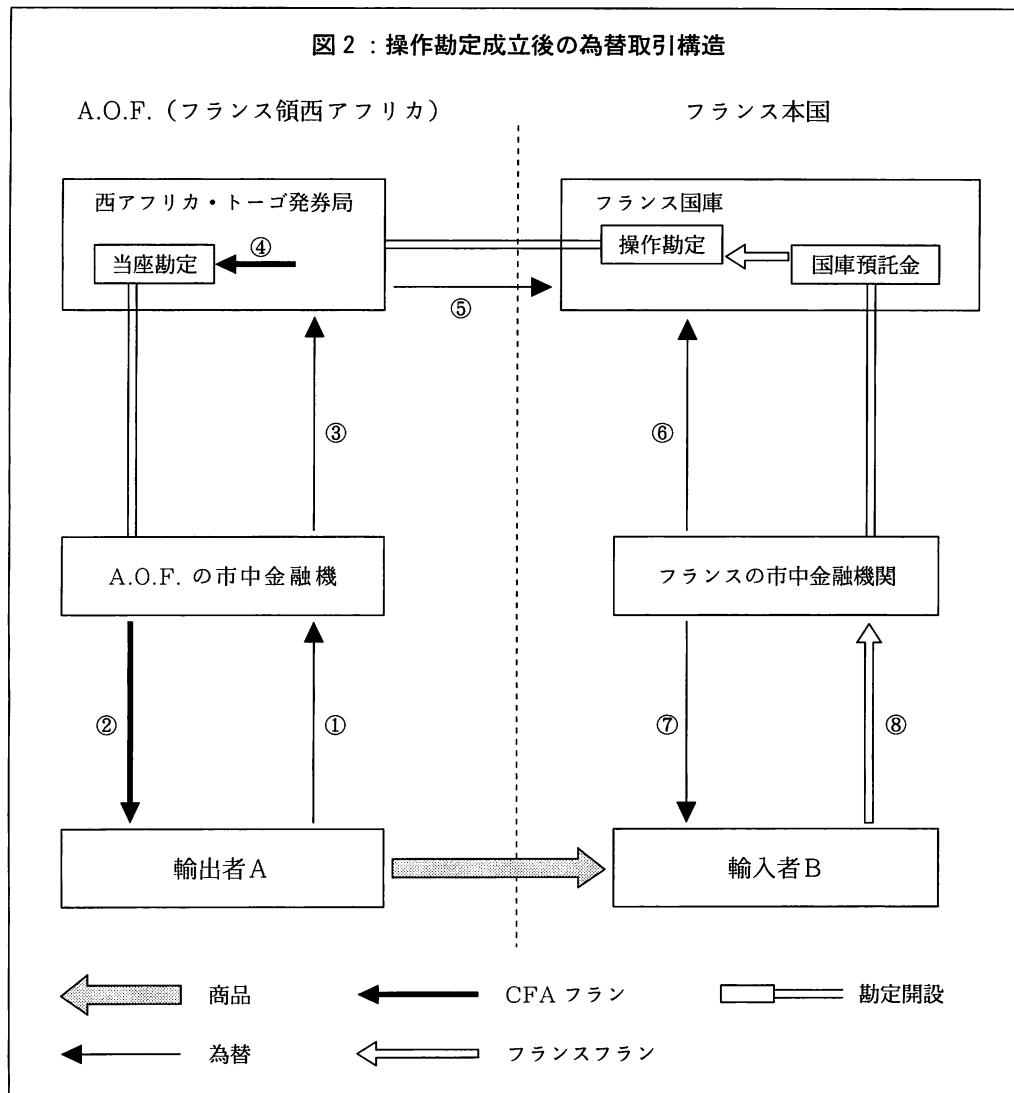
A.O.F.からフランス本国に対して支払超過が発生した場合、直接的な操作勘定残高の減少として現れる。操作勘定内にフランスフラン流動性を集中することで、更に操作勘定残高が減少してフランスフラン流動性が枯渇した場合、西アフリカ・トーゴ発券局は限度額のない国庫からの借入を行うことができ、流動性不足から来る相場維持の限界を排除することができる。

逆に、フランス本国からA.O.F.に対して支払超過が発生した場合、フランス・CFA フラン圏間の取引が国庫内に集中すること自体が、相場維持を容易にする機能として現れる。A.O.F.側が受取超過で入手した代金は、フランス国庫内の操作勘定内に摘み上がっていき、国庫外へ流出する心配はない。他の条件を考慮しない限り、フランスはCFA フラン圏に対して支払超過を恒常化させることができた。

最後に、操作勘定の機能を明確にするために、同勘定成立以後のフランス本国・A.O.F.間の為替取引構造を概観する。

A.O.F.からフランス本国に対し輸出が発生した場合を想定し、この取引において決済が完了するまでの過程を図示したものが図2である。なおフランス本国・A.O.F.間の貿易における契約通貨は、フランスフランである。

まず、A.O.F.在住の輸出者Aは、フランス本国在住の輸入者Bに対し商品を輸出した。そしてAは、逆為替を利用してBに対し輸出代金の請求を行った。



出所 : Saint Marc, Michèle, *Zone Franc et Décolonisation*, Paris, Société d'Édition d'Enseignement Supérieur, 1964, p.194より筆者作成

- ① 輸出者 A は、輸入者 B 宛のフランスフラン建の手形を振り出し、A.O.F. の市中金融機関に手形の買取りを依頼する。
- ② A.O.F. の市中金融機関は、輸出者 A に対し手形の額面に相当する金額を CFA フランで支払う。
- ③ A.O.F. の市中金融機関は西アフリカ・トーゴ発券局に手形の買取を依頼する。
- ④ 西アフリカ・トーゴ発券局は、A.O.F. の市中金融機関が同局内に保有する当座勘定に対し、手形の額面に相当する金額を CFA フランで払い込む。

- ⑤西アフリカ・トーゴ発券局はフランス国庫に手形を送付し、振替を依頼する。
- ⑥フランス国庫は、フランスの市中金融機関に手形を送付し、取立てを依頼する。
- ⑦手形を送付されたフランスの市中金融機関は、輸入者Bに手形を提示し、支払いを求める。
- ⑧Bはフランスの市中金融機関に対し、手形の額面に相当する金額をフランスフランで払い込む。
- ⑨フランス国庫は、フランスの市中金融機関が取り立てを完了させたことを受け、同金融機関が保有する国庫預託金から西アフリカ・トーゴ発券局の操作勘定に、手形の額面に相当する金額をフランスフランで移し替え、決済が完了する。

フランス本国・A.O.F. 間の為替取引が上記のような経路を辿ることによって、決済が完了した時点では、西アフリカ・トーゴ発券局は、操作勘定内のフランスフラン建て資産を増加させ、同時に A.O.F. において通貨量を増加させていることになる。逆に、A.O.F. がフランスから輸入を行った場合は、同発券局の操作勘定内のフランスフラン建資産が減少し、同時に A.O.F. 内の通貨量が減少することとなる。すなわち、フランス本国・A.O.F. 間の決済が、フランス国庫内の操作勘定残高の増減として集中的に発生している状況が理解できる。

操作勘定制度の成立によって、フランス本国・A.O.F. 間の取引の集中させることができた。同時に操作勘定内で集中的に発生する流動性不足が、フランス国庫による無制限に貸付けを受けることで回避可能となることが、制度的に保証されることとなった。こうして、フランスフラン・CFA フラン間において、完全固定相場制の下での自由交換性保証を、実現することが可能となったのである。

4. おわりに

操作勘定の導入によって、フランスフランとフラン圏の通貨の間で、完全固定相場のもとでの自由交換性保証を行うまでの障害の多くを取り除くことが可能となった。そして同時に、現在まで続くフラン圏の通貨制度が確立されることとなる。特に、CFA フランは、A.O.F. や A.E.F. (フランス領赤道アフリカ) がフランスの統治を離れ独立した後も、同地域の諸国で通用する通貨として存続することとなる。

しかし、この操作勘定には、制度的な限界が存在しているのも確かである。なぜなら、固定相場と交換性維持のためのフランスフラン供給を、フランス銀行ではなくフランス国庫が保証しているからである。したがって、相場維持の限界はフランス国庫の貸付能力によって限定されることになる⁴⁷⁾。これが操作勘定制度の持つ大きな限界点でもあると言えよう。

フランス本国・フラン圏地域間の貿易関係を強化させることを目的とした固定相場での交換性維持であり、操作勘定制度であったが、その後、両地域がたどった経済環境の変化によって、機能的変化を余儀なくされる。特に、独立を達成した後の CFA フラン地域にとってフランスとの経済関係は、独立以前ほど強力なものとして扱われなくなっていた。その理由は、以下

の二つに集約できる。第1には、フランスの経済的関心が、旧フランス植民地からヨーロッパへとシフトしたことが挙げられる。第2には、CFA フラン地域は、独立以後特定の一次產品輸出に特化した経済成長を目指したが、それはフランスの国内需要が考慮されたものではなかったことが挙げられる。そのため、一次產品の生産量が増加していくにつれ、フランスとの貿易関係のみを重視した経済政策を見直さざるをえなくなっていた。

1980年代に入ると、世界的な一次產品価格の下落が発生する。CFA フラン地域の国々は一次產品輸出に特化した経済成長を目指してきたが、価格の傾向の影響を受け、この政策は破綻する。その結果、これらの国々は膨大な対外債務を抱えるようになり、債務返済の肥大化が経常収支を悪化させてしまう。経常収支赤字によって、CFA フラン地域の対外流動性である操作勘定の残高は枯渇し、フランス国庫による流動性支援を恒常に受けるようになっていった。しかし、視点を変えれば、CFA フラン地域の諸国は債務返済の負担によって引き起こされた経常収支赤字が、対外流動性を減少させたにもかかわらず、フランス国庫からの流動性支援を受けることで、CFA フランの対外価値を維持し続けることが可能となった。ガーナやナイジェリアといった周辺の国々が、同様に債務返済の増大、経常収支赤字、対外流動性枯渇という経路をたどった結果、最終的に自国通貨の対外価値切下げに追い込まれていったのとは対称的である。さらに、CFA フラン地域の国々は、CFA フランの対外価値切り下げを引き起こす原因となる債務返済の負担を、フランス国庫の支援によって回避することが可能となっていたと言える。すなわち1980年代、操作勘定は、フランスと CFA フラン地域の貿易関係を強化するための制度から、CFA フラン地域の国々の抱えた債務返済の負担をフランス国庫が支援する制度へと、事実上変化していた。

現代的な視点では、操作勘定を用いた為替安定制度は、フランスによる途上国通貨の対外価値安定支援の制度と見えてくる。しかし、このような価値安定支援制度としての性格は、1980年代に引き起こされた経済状況の変化によって、後付け的に発生したものである。本来はフランスが、フラン圏地域との貿易関係の安定強化を目的として導入した為替政策であり、CFA フランの対外価値を安定させることを第一義的な目的としたものではなかった。

操作勘定は、実際に40年以上にわたってフランスフランと CFA フラン間の完全固定相場制の下での自由交換性保証を維持してきた。しかし、操作勘定制度が貿易関係強化という当初の目的を弱め、CFA フランの対外価値安定機能が強調されるようになった現在、盲目的に完全固定相場制の下での自由交換性保証を実施しつづける根拠は存在しないと思われる。特に、CFA フランの対外価値安定が重要であるとされるならば、CFA フラン地域の経済状況に応じた柔軟な為替政策の導入が求められることになる。

注

- 1) 西アフリカにおいては、西アフリカ諸国中央銀行（Banque Centrale des Etats de l'Afrique de l'Ouest, 略称 BCEAO）が発行するアフリカ財政共同体フラン（Franc de communauté financière Africaine）が通用している。一方、中部アフリカにおいては中部アフリカ諸国銀行（Banque des Etats de l'Afrique Centrale, 略称 BEAC）が発行するアフリカ財政協力フラン（Franc de la coopération financière Africaine）が通用している。両通貨とも一般略称はCFA フランである。なお、フランスのアフリカ植民地の国々が独立する以前は、アフリカ植民地フラン（Franc de la colonie française d'Afrique）が両地域の通用通貨であり、一般略称はやはりCFA フランであった。
- 2) フランス本国およびフランスフランと固定相場制を維持した地域全体の総称とされる。実際には、発行機関がフランス国庫内に通貨安定に関わる勘定を開設している地域を示している。現在のフラン圏は、フランス本国、海外県（Départements d'outre-mer: DOM）、海外領土（Territoires d'outre-mer: TOM）、CFA フラン圏、コモロが該当する。なお、単に「フラン圏」と称する場合、フランス本国を除かれる場合も多い。本論文でも、混乱を避けるために単に「フラン圏」と称する場合は、フランス本国を除くこととする。
- 3) CFA フランの二つの分類は、その通貨同盟及び発行機関によって行われる。西アフリカの八ヶ国は西アフリカ経済通貨同盟（Union Economique et Monétaire Ouest Africaine, 略称 UEMOA）を結成することによって統一通貨を通用させることを決めている。CFA フラン成立時、同圏に含まれていたギニア及びモーリタニアは、それぞれ1960年と1973年に離脱している。また、1997年には旧ポルトガル領のギニアビザウが、新たにUEMOA に加盟し、CFA フランの通用を開始している。
- 4) 中部アフリカの六ヶ国は、中部アフリカ経済通貨共同体（Communauté Economique et Monétaire d'Afrique Centrale, 略称 CEMAC）を結成することによって統一通貨を通用させることを決めている。中部アフリカにおいては、CFA フラン圏から離脱した国ではなく、1985年に旧スペイン領のギニアビザウが加入した。
- 5) 1958年にフランスフランは、デノミを行い1新フラン=100旧フランとしたため、それまで1旧フラン=0.5 CFA フランであったのが、1新フラン=50 CFA フランとなったが、実質上の平価の変項はなかった。
- 6) 1 EUR=655.957 CFA フラン。なお、混乱を避けるため、便宜上フランスの法定通貨をフランスフランとする。
- 7) 1951年5月24日付法第51号-592、第30条（l'Article 30 de la loi No.51-592 du 24 mai 1951）及び、1952年2月5日付政令第52号-154、第1条（l'Article premier le décret No.52-154 du 5 février 1952）によってフラン圏の通貨を定義すると、1952年当時では以下の通貨が含まれることになる。フランスフラン、アルジェリアフラン、チュニジアフラン、CFA フラン（A.O.F. A.E.F. マダガスカル、コモロ、レユニオン、サン=ピエール=エ=ミクロン）、CFP フラン（フランス領太平洋州、ニューカレドニア）、ピアストル（カンボジア、ラオス、ベトナム）、モロッコフラン、三つの海外県のフラン（グアドループ、マルチニック、フランス領ギアナ。ただし、本論文では「フラン圏の通貨」と表記した場合、便宜上フランスフラン及び商標単位の異なるピアストルを除いた通貨を示すこととする。
- 8) 「国庫特別勘定に関する1951年12月31日付法第51号-1508 (La loi, No.51-1508 du 31 décembre 1951 relative aux comptes spéciaux du Trésor pour l'année 1952)」
- 9) Afrique Occidentale Française. 現在のベナン、ブルキナ=ファソ、コートジボアール、ギニア、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガルの地域を指す。なお、トーゴは国連委任統治領のため、厳密にはフランス植民地ではないが、一体として表されることも多いため、本論文では、特に注記のない限り、A.O.F. に含めることとする。
- 10) Banque de l'Afrique Occidentale. 西アフリカ銀行は、1901年に旧セネガル銀行を改編し、フランスの市中銀行の共同資本参加によって設立された民間銀行である。フランスのアフリカ植民地における

る発券業務と、フランス・アフリカ植民地間の為替業務を目的として20世紀初頭に設立された。当初、フランス領アフリカには、西アフリカ銀行以外の金融機関はほとんど存在せず、本来市中金融機関が行うような直接の為替取引から貸付けまで業務範囲に含まれていた。一方、フランス本国内での同行の立場は、対アフリカの為替業務や債券発行業務に特化した一市中金融機関であった。第2次世界大戦後国営化された後も、こうした同行の性格はそのまま継承されていた。

- 11) Lainé, F.Bloch, *La Zone Franc*, Paris, Presses Universitaires de France, 1956, p.364.
- 12) Sandretto René, *Zone Franc du franc CFA à la monnaie unique européenne*, Paris, Les Editions de l'Epargne, 1994, p.30
- 13) フラン圏の概念は第2次世界大戦後に生まれたものなので、戦前のものをフラン圏の通貨とは表記できない。そのため、戦前のフランス植民地で、フランを表彰として流通していた通貨を植民地フランと表記して区別する。
- 14) 植民地銀行は、金、銀及びフランスフラン資産を発券準備として兌換に応じていた。
- 15) Banque de l'Afrique Equatoriale. 現在の、中央アフリカ、コンゴ（ブラザビル）、ガボンである。なお、カメルーンに関しては、トーゴと同様国連委任統治領であるが、便宜上A.E.F.に加えることとする。
- 16) フランス本国が降伏した直後、A.O.F.に駐留するフランス軍が枢軸側への協力することを警戒したイギリス軍は、自由フランスと協力してダカールを攻撃している。そのため、一時的に A.O.F. と連合軍との関係は悪化した。
- 17) アルジェリア、チュニジア及びモロッコ
- 18) 菊池孝美『フランス対外経済関係の研究』八朔社、1996年、333ページ
- 19) Institut National de la Statistique et des Etudes Economiques, *Mouvement économique en France de 1944 à 1957*, Paris, Presses Universitaires de France, 1958, p.66
- 20) Institut National de la Statistique et des Etudes Economiques, *Ibid*, p.70
- 21) Institut National de la Statistique et des Etudes Economiques, *op.cit*, p.67
- 22) Institut National de la Statistique et des Etudes Economiques, *Ibid*, p.70
- 23) 菊池孝美、前掲書、333ページ
- 24) フランスの第2次世界大戦への参戦に伴い、輸入禁止措置と為替取引の制限が始められた。1939年以前にも、為替安定基金によってフランスフランの対外価値は一定水準に維持管理されていた。しかし、これはあくまで自由為替市場に対して為替安定基金が介入するための目標相場であり、公定平価として法的拘束力をを持つものではなかった。「フランスの為替安定基金について」『東京銀行月報』第10巻6号、1958年6月、7ページ
- 25) 1949年9月1日および10月2日付 avis により輸入証明書制が実施され、輸入手続が簡素化された。それまでの輸入にはライセンスが必要だったが、一定の物資に関しては、税関または公認仲介業者（為替取扱を許可された金融機関）と為替管理局の審査を受けるだけで可能となった。「フランスにおける為替相場と為替管理の変遷」『東京銀行月報』第10巻4号、1958年4月、28ページ
- 26) 1949年11月、OEEC は民間部門の自由化目標を1948年基準で50%と定めた。
- 27) 『東京銀行月報』第10巻4号、28ページ。
- 28) 岡田昭男『フラン圏の形成と発展、増補版』信山社、1998年、364ページ
- 29) フランス領太平洋洲植民地フラン。タヒチ等の南太平洋のフランス領やニューカレドニアで通用している通貨。
- 30) 1939年9月、為替制限の導入とともに決定された公定相場
- 31) 第2次世界大戦以前は、フランス植民地通貨の価値表彰は単なる「フラン」であり、本国とのフランと表記上の区別はなかった。
- 32) フランス大蔵省が闇市場相場 (le cours parallèle) の指標としているのは、パリにおいて非合法に

取引された外貨紙幣の、単位期間中における最高額と最低額の平均価格である。Ministere des finances et des affaires économiques, *Mouvement économique en France de 1938 à 1948*, Paris, Imprimerie Nationale, 1950, p.352

- 33) 「輸出フラン」とも呼ばれた。
- 34) Ministere des finances et des affaires économiques, *op.cit*, p.352
- 35) 『東京銀行月報』第10巻4号、26ページ
- 36) 岡田昭男、前掲書、28ページ
- 37) Ministere des finances et des affaires économiques, *op.cit*, p.352
- 38) 岡田昭男、前掲書、29ページ
- 39) 以前の三通貨に加え、1949年3月にはジブチ・フラン、6月にはベルギー・フランが上場された。
- 40) Institut d'émission de l'Afrique Occidentale Française et du Togo. 1955年7月15日付政令、第55号-938によって設立された公的機関。
- 41) 国立商工銀行やクレディリヨーネなどもA.O.F.に営業所していた。Comité monétaire de la zone franc, *Premier rapport annuel du comité monétaire de la zone franc*, Année 1953, Paris, Imprimerie Nationale, 1953, p.128
- 42) フランス国庫預託制度については、補注参照。
- 43) 梅津和郎「フラン地域の殖民地通貨制度」『経済論叢（京都大学）』81巻1号、1958年1月、50ページ
- 44) Comité monétaire de la zone franc, *op.cit*, 1953, p.27
- 45) Lainé, F.Bloch, *op.cit*, pp365-366.
- 46) Lainé, F.Bloch, *Ibid.*, p.356
- 47) Lainé, F.Bloch, *Ibid.*, p.371

補注 フランス国庫と国庫内における操作勘定の位置づけ

フランスにおいて「国庫（Trésor）」という言葉には、単に国の財政主体を捉えた概念以上に、経済・財政省（Ministère de l'Economie et des Finances）に属する国庫局（Institut du Trésor）に管理運用されている「フランス財政運用制度」のことを示す場合が多い。この国庫局とは、国家の財源管理のみを行うという機関ではなく、さまざまな借入による資金調達と貸付の権限を有する、強大な権力を有した機関である。その活動範囲は、公的機関や公共企業は言うに及ばず、民間部門、すべての金融・資本市場と広い範囲に及ぶ。一般に行われる「フランス国庫の金融機関的性格」という説明もなされるが、これは国庫局によって運用されるフランス国庫の活動を指して行われる説明である。フランスにおける「国庫」の捉え方は、我が国での概念とはかなり異なったものであると言える。

「フランス国庫の金融機関的性格」は、次の三つの要素によって定義される。それは、「国庫特別勘定（Comptes spéciaux du Trésor）」と、「国庫預託（Correspondants du Trésor）」制度、そして「国庫資金操作（Opérations de Trésorerie）」である。

「国庫特別勘定」とは、フランスの予算制度上分類される項目の一つで、貸付金等返済を伴うもの、または特定目的のための収入金受入を行うもの等、暫定的収支やそれ自体で均衡を求められた収支を、一般予算とは区別するために国庫勘定内に設けられる勘定項目である。具体的には、フランス国庫による貸付が計上される勘定である。前貸勘定や操作勘定もこの国庫特別勘定に含まれている。なお、前貸勘定の定義は、国庫預託元に対する4年以内の貸付を行う勘定とされる。

「国庫預託」とは、国庫勘定中に当座預金勘定等を開設することである。地方公共団体や国の部局等は法的に預託を義務づけられ、国有企业（銀行含む）、私企業、個人は任意預託とされるが、国有企业のほとんどが預託を実施している。なおフラン圏の発行機関は協定によって預託を求められることになっている。既に述べたように預託元には前貸等の当座貸越が受けられることになっている。国庫預託金はフランス国庫の重要な資金繰り資金となっている。

「国庫資金操作」とは、予算の総合収支尻赤字補填を行う手段を意味する。フランス国庫は国庫預託金を利用して終始尻赤字のファイナンスを行っている。その後、国債の発行、フランス国庫からの特別借入権の発動という順番で赤字の補填が行われている。

操作勘定はフランス国庫内の特別国庫勘定内に開設されており、通貨の安定のために行われる前貸を実施する勘定項目とされるが、国庫預託と一本化されることで、事実上当座勘定なっている。同時に、国庫資金操作によって資金移転がされることで、決済機能を有することになる。(参考文献、青木宗昭、「EU 統合と慢性失業に揺れるフランス財政」(古川卓萬編『世界の財政再建』敬文堂、自治創建叢書、1998年)、淺見俊彦編『世界の財政制度』金融財政事情研究会、1986年)